

○ 入港料・港湾施設使用料（令和 7 年 5 月）

種 別	単 位	金 額	
		外航船舶	外航船舶以外の船舶
入港料	総トン数 1 トンにつき	1円17銭	1円29銭
栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場 （プレジャーボート（船舶のうち、規則で定めるものを除いたものをいう。以下同じ。）を係留させるために専用使用する場合を除く。）	船舶係留24時間ごとに 総トン数 1 トンにつき 積卸貨物通過 1 トンにつき 旅客通過 12歳以上 1 人につき 6 歳以上12歳未満 1 人につき	1円17銭 58円49銭以内で規則で定める額 2円34銭 1円17銭	1円29銭 64円34銭以内で規則で定める額 2円57銭 1円29銭
栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場 （プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合）	プレジャーボートの長さ 1 メートル 1 年につき	6,200円以内で規則で定める額	
ひき船	ひき船作業 細島港 基本料金 使用時間30分につき 総トン数 3 千トン未満の船舶 総トン数 3 千トン以上 5 千トン未満の船舶 総トン数 5 千トン以上 8 千トン未満の船舶 総トン数 8 千トン以上 1 万トン未満の船舶 総トン数 1 万トン以上 1 万 5 千トン未満の船舶 総トン数 1 万 5 千トン以上 2 万トン未満の船舶 総トン数 2 万トン以上 3 万トン未満の船舶 総トン数 3 万トン以上 4 万トン未満の船舶 総トン数 4 万トン以上の船舶 加算料金 平 日 1 午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの 30 分につき 2 午前 5 時から午前 8 時まで及び午後 5 時から午後 10 時までの 30 分につき 3 1 及び 2 にかかわらず、午前 5 時又は午後 10 時をその間に挟む 30 分 4 2 にかかわらず、午前 8 時又は午後 5 時をその間に挟む 30 分 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。） 1 午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの 30 分につき 2 午前 5 時から午後 10 時までの 30 分につき 3 1 及び 2 にかかわらず、午前 5 時又は午後 10 時をその間に挟む 30 分 荒天時（強風、雨等） 使用時間 30 分につき	49,895円 70,095円 84,610円 98,130円 112,485円 133,515円 140,355円 154,375円 169,900円 基本料金の 10 割の額 基本料金の 5 割の額 基本料金の 10 割の額 基本料金の 5 割の額 基本料金の 10 割の額 基本料金の 5 割の額 基本料金の 10 割の額 基本料金の 5 割の額	54,885円 77,105円 93,070円 107,945円 123,735円 146,865円 154,390円 169,810円 186,890円 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左

種 別	単 位	金 額	
		外航船舶	外航船舶以外の船舶
	待機料 平日 1 午前0時から午前8時まで 及び午後5時から午後12時までの 1時間につき 2 午前8時から午後5時まで の1時間につき 3 1及び2にかかわらず、午 前8時又は午後5時をその間に挟 む1時間 日曜日及び休日 1時間につき	23,860円 14,010円 23,860円 23,860円	26,245円 15,410円 26,245円 26,245円
	取消料 ひき船出動準備後で出動以前の 取消し1回につき ひき船出動後の取消し1回につ き	基本料金の10割の額 基本料金及び加算料金の 10割の額	同 左 同 左
	回航料	実費を勘案して規則で定 める額	同 左
	宮崎港 基本料金 使用時間30分につき 総トン数3千トン未満の船舶 総トン数3千トン以上5千トン 未満の船舶 総トン数5千トン以上8千トン 未満の船舶 総トン数8千トン以上1万トン 未満の船舶 総トン数1万トン以上1万5千 トン未満の船舶 総トン数1万5千トン以上2万 トン未満の船舶 総トン数2万トン以上3万トン 未満の船舶 総トン数3万トン以上4万トン 未満の船舶 総トン数4万トン以上の船舶	33,265円 46,730円 56,410円 65,420円 74,990円 89,010円 93,570円 102,920円 113,270円	36,590円 51,405円 62,050円 71,960円 82,490円 97,910円 102,925円 113,210円 124,595円
	加算料金 平 日 1 午前0時から午前5時まで 及び午後10時から午後12時までの 30分につき 2 午前5時から午前8時まで 及び午後5時から午後10時までの 30分につき 3 1及び2にかかわらず、午 前5時又は午後10時をその間に挟 む30分 4 2にかかわらず、午前8時 又は午後5時をその間に挟む30分 日曜日及び休日 1 午前0時から午前5時まで 及び午後10時から午後12時までの 30分につき 2 午前5時から午後10時まで の30分につき 3 1及び2にかかわらず、午 前5時又は午後10時をその間に挟 む30分 荒天時（強風、雨等） 使用時間30分につき	基本料金の10割の額 基本料金の5割の額 基本料金の10割の額 基本料金の5割の額 基本料金の10割の額 基本料金の5割の額 基本料金の10割の額 基本料金の5割の額 基本料金の5割の額	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左

種 別	単 位	金 額	
		外航船舶	外航船舶以外の船舶
	待機料 平日 1 午前0時から午前8時まで 及び午後5時から午後12時までの 1時間につき 2 午前8時から午後5時まで の1時間につき 3 1及び2にかかわらず、午 前8時又は午後5時をその間に挟 む1時間 日曜日及び休日 1時間につき	15,910円 9,340円 15,910円 15,910円	17,500円 10,275円 17,500円 17,500円
	取消料 ひき船出動準備後で出動以前の 取消し1回につき ひき船出動後の取消し1回につ き	基本料金の10割の額 基本料金及び加算料金の 10割の額	同 左 同 左
	回航料	実費を勘案して規則で定 める額	同 左
船舶給水施設	給水量1立方メートルにつき 宮崎港船舶給水施設 延岡新港船舶給水施設	360円 380円	395円 420円
荷役機械	ガントリークレーン 使用時間30分につき 1号基 2号基		28,255円 29,685円
	ジブクレーン 使用時間30分につき		27,505円
貨物上屋	1平方メートル1日につき 細島港1号及び2号貨物上屋 細島港3号貨物上屋 細島港4号貨物上屋 宮崎港貨物上屋 油津港1号貨物上屋 油津港2号貨物上屋 延岡新港1号貨物上屋 延岡新港2号貨物上屋		17円37銭 22円25銭 25円86銭 21円42銭 21円1銭 27円68銭 21円37銭 27円71銭
旅客上屋	1平方メートル1月につき		2,100円
コンテナヤード	1平方メートル1日につき		5円
電気設備	荷役照明設備1灯100ワットに つき 3時間未満 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満		120円 190円 250円
	冷凍コンセント 1口1時間につき		375円
コンテナターミナル 管理棟	1平方メートル1日につき		26円16銭
コンテナターミナル 入口事務所	1平方メートル1日につき		120円
係船浮標	24時間ごとに総トン数 千トン未満 千トン以上3千トン未満 3千トン以上5千トン未満 5千トン以上1万トン未満 1万トン以上	1,850円 2,585円 4,070円 5,660円 6,770円	2,035円 2,845円 4,475円 6,225円 7,445円
	可動橋	船舶係留1回ごとに総トン数1ト ンにつき	6円6銭
	公共貯鉱場	1平方メートル1日につき	5円66銭以内で規則で定める額
	荷さばき地、野積場及び駐車場	1平方メートル1月につき 仮設工作物を設置する場合 その他の場合	72円6銭以内で規則で定める額 61円13銭以内で規則で定める額

・積卸貨物通過料

品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料
麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 10円53銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 11円58銭
原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 10円53銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 11円58銭
石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材（栗玉石を除く。）原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 9円36銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 10円30銭
砂、砂利及び栗玉石	1トン当たり 5円84銭	1トン当たり 3円52銭	1トン当たり 6円42銭	1トン当たり 3円87銭
測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品	1トン当たり 23円38銭	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 25円72銭	1トン当たり 19円29銭
鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	1トン当たり 58円49銭	1トン当たり 35円9銭	1トン当たり 64円34銭	1トン当たり 38円60銭
フェリー貨物	1トン当たり 58円49銭	—	1トン当たり 64円34銭	—
重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石灰製品、化学薬品及び化学肥料	1トン当たり 23円38銭	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 25円72銭	1トン当たり 19円29銭
紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 14円3銭	1トン当たり 19円29銭	1トン当たり 15円43銭
がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	1トン当たり 58円49銭	1トン当たり 46円79銭	1トン当たり 64円34銭	1トン当たり 51円47銭
金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せその他品目	1トン当たり 5円84銭	1トン当たり 3円52銭	1トン当たり 6円42銭	1トン当たり 3円87銭

・公共貯鉱場

級地区分	1 級地	2 級地
1 平方メートル 1 日につき	5 円66銭	4 円52銭

・荷さばき地、野積場及び駐車場

級地区分		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
1 平方メートル 1 月につき	仮設工作物を設置する場合	72円6銭	61円13銭	45円6銭	24円44銭
	その他の場合	61円13銭	48円90銭	32円81銭	12円23銭

・回航料

単位	外航船舶	外航船舶以外の船舶
回航 1 回につき	次の式により算出した額 〔1 リットル当たりの重油の時価×441＋1 リットル当たりのオイルの時価×2.25＋9,470円〕×回航に要した時間＋16,945円	左欄に定める額に100分の110を乗じて得た額